



25 消安第 6435 号  
平成 26 年 3 月 31 日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

牛の飼養に係る飼養衛生管理の徹底について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長宛てに通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方よろしくお願いいたします。

写

25消安第6435号  
平成26年3月31日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

### 牛の飼養に係る飼養衛生管理の徹底について

家畜飼養農場における飼養衛生管理の徹底については、「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成25年12月11日付け25消安第4271号農林水産省消費・安全局長通知）等により、畜産関係者等への指導を重ねてお願いしてきたところです。

さて、昨年10月に我が国で7年振りに豚流行性下痢（PED）の発生が確認され、現在も、発生が続いています。飼養衛生管理が比較的行き届いていると考えられていた養豚場においても、家畜防疫員による発生農場での調査の結果、消毒が適切に実施されていない事例、農場専用の衣服や靴の交換ができていない事例等の飼養衛生管理が十分ではない事例が見受けられ、これらのことが農場へのウイルス侵入の要因の一つである可能性があります。

一方、牛飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況については、年々改善されてはいるものの、農場における手指や物品の消毒等、遵守率が低い項目が認められます。このような状況においては、今般の養豚農場でのPEDの発生事例を踏まえると、万が一、口蹄疫等の伝播力の強い病原体が我が国に侵入した場合に、農場間での病原体の伝播を許してしまうおそれがあると言えます。

つきましては、牛の飼養者に対し、上記の状況を周知することで、防疫意識の向上を図るとともに、当省ウェブサイトに掲載されている飼養衛生管理に係る取組事例を参考にし、改めて飼養衛生管理基準の遵守の徹底を指導いただきますようお願いいたします。なお、このことについては、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表）第2の2の（2）に基づき、4月から開始される平成26年度の飼養衛生管理基準の遵守状況の確認に係る立入検査においても、十分御留意ください。また、不備が見られた項目については、立入検査後の改善状況の確認をお願いします。

<農林水産省ホームページ：家畜の飼養に係る衛生管理の状況等>

URL：[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)